

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（3件）【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 8
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 9
- 道路の供用廃止【建設局道路部管理課】 10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 11

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 12
- 北九州市環境影響評価条例の規定による計画段階環境配慮書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 13
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 14

### ◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 16
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 17

- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 1 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】 1 9

北九州市告示第 2 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ソフィアメディ訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉北区片野四丁目 2 3 番 1 5 - 2 0 1 号	令和 4 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションわかば	北九州市八幡西区吉祥寺町 9 番 3 6 号	令和 4 年 5 月 1 日
楽多多訪問看護ステーション	北九州市小倉南区若園三丁目 1 5 番 4 0 - 2 0 8 号	令和 4 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションピース	北九州市小倉北区篠崎一丁目 6 番 5 - 1 0 4 号	令和 4 年 5 月 1 日

北九州市告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ソフィアメディ訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉北区片野四丁目23番15-201号	令和4年5月1日
訪問看護ステーションわかば	北九州市八幡西区吉祥寺町9番36号	令和4年5月1日
楽多多訪問看護ステーション	北九州市小倉南区若園三丁目15番40-208号	令和4年5月1日
訪問看護ステーションピース	北九州市小倉北区篠崎一丁目6番5-104号	令和4年5月1日
リーベ訪問看護ステーション	北九州市八幡西区夕原町3番3号	令和4年5月1日

北九州市告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーセンター あんしん館 北九州市八幡東 区尾倉一丁目7 番16号	一般社団法人オフィスイ シバシ 代表理事 石橋秀章 北九州市八幡東区尾倉一 丁目7番16号	身体障害者 及び障害児	4016600456

2 廃止年月日

令和3年4月1日

北九州市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センターネクスト 北九州市小倉北区片野新町一丁目4番8号	株式会社ネクストステーション 代表取締役 小笠英之 北九州市小倉北区三郎丸一丁目10番12号	特定無し	4037800291

(2) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センターネクスト 北九州市小倉北区片野新町一丁目4番8号	株式会社ネクストステーション 代表取締役 小笠英之 北九州市小倉北区三郎丸一丁目10番12号	特定無し	4037800291

2 廃止年月日

令和3年5月12日

北九州市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労支援センター Never Say Never 北九州市小倉南区湯川新町三丁目16番11号	アンビシャス株式会社 代表取締役 佐土村啓介 北九州市小倉南区湯川新町三丁目16番11号	特定無し	4017701287

2 廃止年月日

令和3年6月20日

北九州市告示第 252 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5043	本城東 19号 線	前	八幡西区本城東二丁目10 2番2地先から 八幡西区本城東二丁目13 1番1地先まで	3.4 ～ 9.6	186.8
		後	八幡西区本城東二丁目10 2番2地先から 八幡西区本城東二丁目13 1番1地先まで	5.2 ～ 9.6	186.8

北九州市告示第 253 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 5 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
5043	本城東 1 9 号線	八幡西区本城東二丁目 102 番 2 地先から 八幡西区本城東二丁目 131 番 1 地先まで

北九州市告示第 254 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 5 月 2 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
2579	黒崎 1 号線	八幡西区黒崎一丁目 39 番 1 地先から 八幡西区黒崎一丁目 50 番 3 地先まで
2580	黒崎 2 号線	八幡西区黒崎一丁目 3 番 1 地先から 八幡西区黒崎一丁目 3 番 1 地先まで
2582	黒崎 4 号線	八幡西区黒崎一丁目 1 番 7 地先から 八幡西区黒崎一丁目 2 番 1 地先まで
4728	藤田 25 号線	八幡西区大字藤田 2475 番 2 から 八幡西区藤田三丁目 126 番 1 まで

北九州市告示第 2 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上志井町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	植野國次	北九州市小倉南区大字志井 7 4 5 番地の 1
変更後	光井敬夫	北九州市小倉南区大字志井 1 4 6 9 番地の 2

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字志井 7 4 5 番地の 1
変更後	北九州市小倉南区大字志井 7 5 8 番地の 1

4 変更年月日

令和 4 年 4 月 1 0 日

北九州市公告第 273 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和 4 年度介護保険事務処理システム運用及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 3 月 31 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立製作所九州支社北九州支店  
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号
- 5 契約金額  
6,715 万 5,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

## 北九州市公告第274号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

令和4年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

#### (1) GPDなのはなソーラー株式会社

代表取締役 君塚 元

東京都千代田区一ツ橋二丁目5番5号岩波書店一ツ橋ビル9階

#### (2) GPDひばり株式会社

代表取締役 君塚 元

東京都千代田区一ツ橋二丁目5番5号岩波書店一ツ橋ビル9階

#### (3) GPDかもめ合同会社

代表社員 日本グリーン電力開発株式会社 職務執行者 君塚 元

東京都千代田区一ツ橋二丁目5番5号岩波書店一ツ橋ビル9階

### 2 対象事業の名称

グリーンサプライ事業計画

### 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

### 4 縦覧期間及び縦覧時間

令和4年5月2日から同年6月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市公告第 275 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリーブシティ小倉

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 0 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 大山一也

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

他 7 1 者

(2) 変更後

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 1 7 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

他 6 9 者

4 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 4 年 4 月 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 9 月 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 9 月 2 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局告示第15号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和4年5月2日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
2113	上村設備 上村正和	北九州市小倉北区 片野新町一丁目1 0番3-202号	令和4年5月1日か ら令和8年5月31 日まで

北九州市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-167	エムケイ施工	村山 博	北九州市八幡西 区本城東一丁目 10番20号	令和4年5 月2日
N-168	北九州総合設備	溝田晃久	北九州市八幡西 区香月中央五丁 目5番3-20 2号	令和4年5 月2日
F-222	ハシグチ設備	橋口輝明	福岡県直方市大 字下境1358 番地	令和4年5 月2日

北九州市上下水道局告示第 17 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 2 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
N-123	ムラヤマ工務 店	村山一男	北九州市八幡西 区大字本城 2 7 1 2 番地 8	令和 4 年 3 月 3 1 日

## 北九州市上下水道局公告第65号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月2日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和4年11月1日から令和11年10月31日まで

#### (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和4年6月13日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和4年6月2日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年5月18日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年6月10日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 令和4年6月13日午前10時

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程の規定において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3141

6 Summary:

(1) Product and Quantity

All details regarding the lease and maintenance of official cars of Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m. June 13, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. June 10, 2022

(4) For further information, please contact

Cross-Regional Project Division,

Cross-Regional and International Project Department,

Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu